

平成28年度第4回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成28年度第4回仁淀川町農業委員会定例総会を平成28年11月30日仁淀川町中央公民館3階会議室に召集する。

委員定数 21名

現委員 21名

2. 出席委員 19名

(事務局) 6名

欠席委員 2名

3. 議案

議案第7号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について(6件)

議案第8号…非農地証明願の審議について(2件)

その他

開会 午後4時00分

事務局長(●●) 平成28年度第4回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は19名、在任委員は21名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員(1番●●委員 4番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第7号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内(今回はすべて町内の方)

○受付第13号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 572 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は、売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を11月24日に行いました。私と事務局●●さんとで現地確認しました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第14号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 146 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は、売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

(譲渡人が同じでそれぞれの譲受人が親子関係なので受付第15号と一括して現地確認)

現地確認を11月25日に行いました。私と事務局●●さんと譲受人の●●さんの奥さんの3人で確認しました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第15号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地は全部で2筆あり、所在は、

●●字●● ●●番●● 面積 381 m²

同所字●● ●●番●● 面積 54 m²

合計面積 435 m²

地目は全筆、台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を11月25日に行いました。私と事務局●●さんと譲受人のお母さんの3人で確認しました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第16号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地は全部で3筆あり、持分はそれぞれ4分の1です。所在は、

●●字●● ●●番●	面積 53 m ²
同所同字 ●●番●	面積 46 m ²
同所同字 ●●番●	面積 41 m ²
	合計面積 140 m ²

地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は、売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を11月24日に行いました。私と事務局●●さんと譲受人の●●さんと3人で確認しました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、他の共有者3名が亡くなっているため多少畑は荒れていますが、農地であることを確認。

2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第17号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 321 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は、売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を11月22日に行いました。私と譲受人の●●さんと事務局●●さんで確認しました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第18号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●
譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 288 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は、5年間の使用貸借となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

●●委員が欠席の為、事務局●●が代読。

現地確認を11月24日に行いました。農業委員の●●さんと事務局●●で確認しました。
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第8号

（非農地証明願の審議について）

○受付第3号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 1,389 m²

地目は、台帳は畑、現況は山林となっています。

転用された時期は、平成 5 年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、植林となる。現在は山林となっている。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 11 月 22 日に事務局の●●さんで行いました。逆光のため写真が良く撮れていませんが植林が写っています。農地への復旧は困難であると思います。審議のほうよろしく願いいたします。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

○受付第 4 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 296 m²

地目は、台帳は畑、現況は山林となっています。

転用された時期は、平成 17 年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、植林となる。現在は山林となっている。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を 11 月 25 日周辺地域に詳しい●●の●●さんと事務局●●さんとで確認しました。ご両親の介護により今後も農業をする見込みがないため農地への復旧は困難であると思います。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

その他

〔事務局 ●●〕 県ホームページの「産地・地域からの提案集」について

〔事務局長 (●●)〕 来年度開催予定 農業委員会研修旅行について

〔●●委員〕

先ほどの受付第 16 号について、仮に“ここが自分の 4 分の 1 の土地”というふうに決めて売買できますか。

〔事務局長（●●）〕

この土地は国土調査前は●●番という1筆の土地でした。推測になりますが、作っている畑がある程度4つに分かれていた状況だったので国土調査した時点で●●番●から●に分けたように思いますが、分筆はしたけれど登記するまではなっていない状態です。●は公衆用道路になっているみたいなので、今回は農地で残った3筆の部分を農地売買するということです。

〔●●委員〕

“使用貸借5年間”という言葉は初めて聞きましたが、期間は決まっていますか。

〔事務局長（●●）〕

期間については当事者が決めるものですが最短3年間必要です。使用貸借とは賃料が不要、賃貸借は借地料が必要になります。人の土地を貸し借りしたいので届出をしますとの内容です。

〔●●委員〕

中山間地域関係になりますか。

〔事務局長（●●）〕

農地法の関係になります。

〔会 長〕

他にありませんか。

なし

〔会 長〕

無いようなので以上で平成28年度第4回農業委員会を閉会する。

閉会 午後4時50分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員